

「令和8年度沖縄県スポーツ推進計画策定支援業務」委託業務仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度沖縄県スポーツ振興計画策定支援業務

2 業務目的

本県の亜熱帯・海洋性の地域特性を生かし、スポーツを通じた地域経済の活性化、競技力の向上及び社会課題の解決等を推進することで、本県におけるスポーツの経済的価値や社会的価値を向上させ、希望と活力にあふれる「スポーツアイランド沖縄」の形成を目指すこととしている中で、今後も引き続き、スポーツ交流拠点としての国際的なブランド力の向上、スポーツを核とした産業の創出、スポーツを活用したまちづくり、県内トップアスリートの競技力向上及び県民の積極的なスポーツへの参画等に取り組む必要がある。

本業務は、令和9年度以降を計画期間とする次期「沖縄県スポーツ推進計画」（以下、「次期推進計画」という）の策定に当たり、策定作業を円滑に進めるため、国の「第3期スポーツ基本計画」、「第4期スポーツ基本計画」の策定状況や本県のスポーツ関連施策の現状及び課題を分析した上で、沖縄の地域特性などを生かしたスポーツ振興の方向性を体系的に示し、スポーツ施策をより一層効果的・効率的に推進することができるよう「次期推進計画」に反映することを目的とする。

3 委託業務の契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 提案総額の上限等

- (1) 提案にあたっては、13,866,000円（消費税込み）を上限として見積もること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。
- (3) 一般管理費は事業費の10%以内とすること。
- (4) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託業務内容

(1) 次期スポーツ推進計画策定に向けた調査分析

ア. 世界、日本におけるスポーツ潮流の調査分析

国の「第3期スポーツ基本計画」、「第4期スポーツ基本計画」の策定状況や世界におけるスポーツを取り巻く環境がどのように変化しているのか、また、現在主流となっている考え方等のスポーツ施策の潮流を調査、分析すること。

イ. 沖縄県スポーツ関連施策の調査分析

(ア) 現スポーツ推進計画（令和4年度～令和8年度）の評価

令和7年度末における成果目標の実績値について取りまとめを行い、達成に向けた課題、今後の取組方針を整理する。

(イ) 沖縄県スポーツ関連施策の現状について、様々な観点から調査・情報収集

(スポーツ関連産業、プロスポーツチーム、医科学分野、市町村施策との連携、スポーツ施設の状況、スポーツ実施率調査の結果等)を行い、課題を整理・分析すること。

ウ. 関係団体ヒアリング

県内でスポーツに関連する活動を行う団体等に対して、活動内容や活動における課題、今後の活動の方向性などを把握するためのヒアリング調査を行うこと。

なお、ヒアリング対象団体については概ね以下の分類において代表的な事業者等25程度を想定している。

(ア) 県内生涯スポーツ関連団体(総合型地域スポーツクラブなど)①

(イ) 県内レクリエーション団体①

(ウ) 県内各競技団体③

(エ) 県内トップリーグ所属スポーツチーム②

(オ) スポーツツーリズム関連団体①

(カ) 県内スポーツ合宿受入ホテル、県内輸送業②

(キ) スポーツイベント主催団体①

(ク) スポーツ関連産業団体②

(ケ) 市町村⑧

(コ) 大学等②

(サ) 障がい者スポーツ団体①

* ○内数は目安の数

エ. 他都道府県状況の調査分析

他都道府県のスポーツ推進計画や各取り組みを調査し分析を行うこと。調査手法調査事項については県スポーツ振興課と別途協議を行う。なお、対象とする都道府県は3程度を想定している。

(2) 次期スポーツ推進計画策定の支援

上記ア～エの調査分析を踏まえ、次期スポーツ推進計画策定に向け次のとおり支援する。なお、施策体系、成果指標等は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」との整合を図ること。

(ア) 基本方向、重点課題、5年後の姿の提案

(イ) 施策体系、計画の柱(方向性)の提案

(ウ) 重要業績評価指標、成果指標及び目標数値の提案

(エ) 目的実現に向けた具体的な取り組みの提案

(オ) 図やグラフの作成、写真の提供

(カ) その他次期スポーツ推進計画の策定に必要と考えられる事項の提案

(3) 沖縄県スポーツ推進審議会の運営支援

沖縄県スポーツ推進審議会(以下、「審議会」という。)の開催にあたり、沖縄県(沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課)と協議・調整のうえ以下の業務を行う

こと。なお、審議会は4回程度（1回、2時間程度）、沖縄県庁内会議室もしくは那覇市内会議室にて20人程度の出席者で開催予定。

7月頃：スポーツ行政の現状、課題、各種調査分析報告

9月頃：計画骨子、1次素案の提示

10月頃：素案に対する意見反映

12月頃：2次素案の提示、決定

(ア) 審議会で必要となるデータ収集を行い、会議資料の作成支援・印刷。

(イ) 会議資料は、内容および印刷期日を沖縄県に確認し、30部印刷のうえ納品

(ウ) 審議会へ出席のうえ、会議議事の録音、会議録・会議要旨の作成。

会議録および会議要旨については、マイクロソフトワードで納品し、内容を発注者に確認すること。

(4) スポーツ推進計画素案に対する意見聴取

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課にて作成した素案に対する意見照会及び取りまとめを行う。

ア 市町村、スポーツ関係団体、県庁内各部局への意見照会

イ 県民意見（パブリックコメント）取りまとめ

(5) 連絡調整

ア 業務進捗状況等の確認及び打ち合わせ

本業務の進捗状況等の確認及び業務内容の打ち合わせについて、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課と連携・調整を図りながら実施すること。なお2週に一度の割合で定例の打ち合わせを行うものとする。

6 成果物及び著作権

(1) 本委託業務における成果物を以下のとおり及び同成果物の電子ファイルを納品すること。なお、電子データについては、PDF及び編集可能な形で納品を行うこと。

ア スポーツ推進計画

概要版 10ページ程度を想定 A4 カラー両面刷り 120部（前回200部）

全体版 100ページ程度を想定 A4 カラー両面刷り 120部

(2) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本委託業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、委託先の費用をもって処理するものとする。

7 再委託に関する制限

(1) 一括再委託の禁止

本業務委託契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

また、以下の業務（契約の主たる部分）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ沖縄県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約の主たる部分

(ア) 契約金額の 50% を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務委託契約の企画提案参加者であった者に契約を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

ア 契約金額の 50% を超えない業務

イ その他、県と事前協議の上、再委託が必要と認められる業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による沖縄県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 簡易な業務

(ア) 資料の収集・整理・複写・印刷・製本

(イ) 議事録の作成、原稿・データの入力及び集計

8 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課と協議すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程において、沖縄県と十分に協議を行い、沖縄県の指示に柔軟に対応すること。

(3) 沖縄県は成果物（概要版含む）の一部又は全部を沖縄県の WEB サイトに掲載できるものとする。受託者はこの点を念頭において成果物を作成するとともに、成果物内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得ること。なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることができない場合には、WEB サイト掲載用に当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。